愛知県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県福祉サービス第三者評価機関認証要綱(以下「認証要綱」という。)に定める要件等をより明確に定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

(法人格)

第2 認証要綱第3条第1号に規定する「法人格」とは、社会福祉法人、一般社団法人、 一般財団法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人等、法律に基づいて与え られる団体の人格をいう。

(福祉サービス)

- 第3 認証要綱第3条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 社会福祉法に規定する社会福祉事業として提供されるすべての事業(ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業及び同法同条第13号に規定する連絡又は助成を行う事業並びにその他の相談を行う事業を除く。)
 - (2)介護保険法に規定する居宅サービス及び施設サービスとして提供されているサービス

(評価機関が関係する福祉サービス事業者)

- 第4 認証要綱第3条第3号に規定する「評価機関が関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 評価機関の代表者、理事、役員等が現在所属する又は過去3年の間に所属していた法人が経営する施設、事業所

なお、ここでいう所属とは、代表者、理事、役員等であること、又は雇用関係に あることをいう。

(2) 評価機関が、会計事務、調理業務等を通じて経営等に現在関係し、又は過去3年 の間に関係していた施設、事業所

(評価決定委員会)

第5 認証要綱第3条第4号に規定する「評価決定委員会」は、当該評価機関の代表者、 理事、役員、その他の雇用関係にある者が委員に含まれていないものとする。 (研修の機会)

第6 認証要綱第3条第5号に規定する「評価調査者に対して定期的な研修の機会を確保していること」とは、評価機関が設置している評価調査者に対して、愛知県福祉サービス第三者評価推進センターが実施する研修以外に、定期的に研修の実施又は研修参加機会の提供をしていることをいう。

(評価調査者)

第7 認証要綱第3条第7号アに規定する「設置」とは、常勤、非常勤、登録等の形態 をいう。

(組織運営管理業務)

- 第8 認証要綱第3条第7号ア(ア)に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 社会福祉法人の役員、社会福祉施設長、社会福祉協議会事務局長等であって、組 織運営管理業務を3年以上経験している者
 - (2) 一般社団法人、一般財団法人、又は特定非営利活動法人の役員、施設長、事務局 長等であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者
 - (3) 従業員10名以上の民間企業事業所の経営者であって、組織運営管理業務を3年 以上経験している者
 - (4) 上記(1)、(2)、(3) のいずれの経験年数も3年未満であるが、(1)、(2)、(3) を合算すると3年の経験年数を満たす者

(有資格・学識経験)

- 第9 認証要綱第3条第7号ア(イ)に規定する「福祉、医療、保健分野の有資格者若 しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者」とは、次に掲げるものと する。
 - (1) 医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、保育士等の資格を有し、当該業務を3年以上経験している者
 - (2) 福祉・医療・保健分野の大学・短期大学・専門学校で福祉・医療・保健分野の常 勤教員、非常勤講師等として3年以上従事している者
 - (3) 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は民間企業の常勤職員で福祉・医療・保健分野において、業務(指導的な業務・相談業務)を 3年以上経験し、かつ、業務を通じて福祉サービス内容を熟知している者
 - (4)上記の(1)、(2)、(3)のいずれの経験年数も3年未満であるが、(1)、(2)、(3)を合算すると3年の経験年数を満たす者

(評価調査者が関係する福祉サービス事業者)

- 第10 認証要綱第3条第7号エに規定する「評価調査者が関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げるものとする。
 - (1)評価調査者が現在所属し、又は過去3年の間に所属していた法人が経営する施設、 事業所

なお、ここでいう所属とは、代表者や理事、役員等であること、又は雇用関係に あることをいう。

(2) 評価調査者が、会計事務、調理業務等を通じて経営等に現在関係する又は過去3年の間に関係していた施設、事業所

(公開)

- 第11 認証要綱第3条第8号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所に書類を備え置き、誰もが閲覧できる状態にすることのほか、ホームページにおいて、又はパンフレット等を作成し、利用者及び事業者にわかりやすく公開すること等をいう。(苦情解決体制)
- 第12 認証要綱第3条第9号に規定する「苦情解決体制の整備」とは、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の設置をいう。

(認証の審査)

第13 認証要綱第6条に規定する「認証委員会において審査」については、特別な利 害関係にある委員は参加できないものとする。

(不正な行為)

- 第14 認証要綱第12条第4号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。
 - (2) 守秘義務に違反すること。
 - (3) サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
 - (4) 法令に違反すること。
 - (5) その他社会通念上不正な行為と認められる行為

附則

- この要領は、平成25年3月14日に施行し、平成24年4月1日から適用する。 附則
- この要領は、平成28年8月1日に施行し、平成28年4月1日から適用する。 附則
- この要領は、平成31年4月1日に施行する。